

【注意喚起】タイにおける犯罪被害等について(事例紹介)

2025年8月25日

(ポイント)

- ・タイでは最近、以下のような犯罪等が発生していますので、滞在にあたっては十分にご注意ください。
- ・タイにおいて犯罪被害に遭われた場合には、警察に届け出るとともに大使館にも御相談ください。

(本文)

●事例1(ツアー料金詐欺)

バンコクのアソーク駅周辺でタイ人女性から日本語で声を掛けられ、同女性からツアー企画を提案されたため、料金を前払いしたが、ツアー当日現場に現れず、連絡もつかなくなった。

◎現地でツアー等を申し込む場合には、信用のおける業者を選択したり、複数の業者を比較するなど、慎重な行動を心掛けてください。

●事例2(航空機内における窃盗被害)

第三国から航空機でタイに向かう際、頭上の荷物収納棚にバッグを入れていたところ、バッグを開けられ、500米ドル紙幣を1米ドル紙幣にすり替えられたり、封筒入りの現金を盗まれた。

◎現金等の貴重品は、頭上の収納棚に入れることなく肌身離さず自身の見える範囲で保管するとともに、トイレ等を利用する際には、座席付近に置きっぱなしにしないようにしてください。

●事例3(傷害事件)

バンコクのラマ9世地区において、在留邦人が植え込みにタバコを投げ捨てる外国人と遭遇し、区域管理者へ通報を行うべく投げ捨てられたタバコを撮影していたところ、相手方と口論となり、暴行を受け軽傷を負う事件が発生。その後、示談が成立。

一部報道では、外国人が集団で日本人をリンチしたとあるが、日本人を標的とした事件ではなく、撮影した日本人がトラブルに巻き込まれた事件。

◎海外においては、思わぬことからトラブルに発展するケースもあることから、慎重な行動を心掛けてください。

●事例4(荷物の輸送依頼)

インターネット上で知り合った女性から、バンコクで荷物を受け取り、それを日本に運んでほしいと依頼され引き受けた。航空券やホテルは同女性が手配していた。

今年に入ってから、バンコクからイギリスに荷物を運搬した日本人が、イギリスの空港で大麻を

密輸したとして拘束されるケースが数件発生しています。

◎麻薬犯罪は、ほとんどの国で重罪であり、国によっては死刑、無期懲役といった罰則が科される可能性があります。見知らぬ人はもちろんのこと、たとえ知り合いであっても、他人の荷物を安易に預かり国外に運ぶことは避けましょう。

●事例5(違法薬物摂取)

バンコクやプーケットなどの観光地において、大麻や大麻クッキーを摂取したことによる精神錯乱、違法薬物の過剰摂取による死亡事案等が発生しています。

◎タイにおいては、医療等を目的とする大麻の使用や栽培は認められていますが、娯楽目的での使用は認められていません。大麻を乱用した場合には、幻覚作用や記憶への影響、学習能力の低下などの健康被害が生じることも指摘されています。日本及びタイの法律を遵守し、大麻をはじめ違法薬物には安易に手を出さないようご注意ください。

【問い合わせ先】

○在タイ日本国大使館領事部

電話: (66-2)207-8500、696-3000

所在地:177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330

(ウイタユ通り、ルンピニー警察署と MRT ルンピニー駅のほぼ中間)